

ア 子どもの権利の普及と学習への支援

	関連事業	担当課	課題	提言 (新たな事業の必要含む)	課題・提言に対する対応状況	
全般	市政広報 (1) 市政広報番組制作事業 (2) 「松本子どもの権利の日」事業	広報課 こども育成課	(1) 子どもの権利についての市民意識向上のための継続的、持続的な啓発、広報 (2) 子どもの権利の日の周知	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの権利条例のあるまち 松本」「どの子にもやさしい、どの子も大切にされるまち 松本」など、子どもの権利のロゴやマークの作成と活用 子ども未来委員会が作成した子どもの権利のポスターを活用 子どもの権利の日に合わせ、子どもの権利Weekの創設を検討 	【広報課】 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利に関する条例、子どもの権利の日などを紹介する特集記事を広報紙に掲載（11月号） 子どもの権利に関する条例、子ども未来委員会などを紹介する市政広報テレビ番組（15分番組1本）を制作（放映：テレビ松本11/13～11/17、市行政チャンネル11/13～11/19） 子どもの権利の日関連事業や相談室などを紹介する市政広報ラジオ番組（15分番組1本）を制作（放送：FMまつもと11/9、11/11） 関連事業等について、市ホームページなどに随時掲載 【こども育成課】 <ul style="list-style-type: none"> 子ども未来委員会では、子ども達が作成したロゴを使用しており、学習パンフレットの愛称は市内小中学生から公募しました。作成方法について検討したい。 子どもの権利ポスターは、庁内に掲示しているほか、保育園、市内小中高校、児童館・児童センター、各地域づくりセンター、町会公民館、保健センター、福祉ひろばに配布した。 4月に配布予定の学習パンフレットの愛称について、市内小学5年生から中学2年生に公募を行うことで、子どもの権利の周知を合わせて行った。また、パンフレットに、「松本子どもの権利の日」について記載し、周知に努めたい。 	
	条例 認知度	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利アンケート 問8 「子どもの権利に関する条例」を知っていますか 問9 どのような方法で知りましたか 問10 条例ができて良かったと思いますか 問15 「こころの鈴」を知っていますか 問16 「こころの鈴」に相談したいと思いますか 	<ul style="list-style-type: none"> 条例を知らない子どもが多い（認知度が上がっていない）。 条例を知らないが故に、条例ができて良かったかの問いに対しても「わからない」の回答が多い。 「こころの鈴」を知らない子どもが8割超 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な普及、啓発の検証が必要。その中で特に、学校における「子どもの権利の学習」の位置付けを明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習パンフレットについて、より効果的な内容となるよう、配布後には教員を対象としたアンケートを行い、内容を反映できるよう努めている。学校指導課と協力して作成し、市内小中学校の人権教育担当者会議において学習パンフレットを周知してもらおう等、学校との連携を進めている。
	保護者	子どもの権利アンケート（H27保護者） 問1 「子どもの権利に関する条例」を知っていますか 問2 条例ができて良かったと思いますか	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 条例を知らない保護者が過半数 認知度の推移が不明 「こころの鈴」の認知度が不明 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への普及、啓発と同時に、保護者アンケートの継続実施が必要である。また、「こころの鈴」の認知度に関するアンケートも実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度には小中学生、高校生、その保護者へのアンケート調査を実施予定。（当初予算計上済み）アンケート調査を行う際は効果的な周知に努めたい。

ア 子どもの権利の普及と学習への支援

		※ 「こころの鈴」については設問なし				
	こころの鈴	・ こころの鈴の運営	こども育成課	・ こころの鈴相談室カードの活用実態の把握 ・ 市民、保護者(大人)への「こころの鈴」の広報	・ 相談者がどこで(何で) こころの鈴を知ったかを聴取する。 ・ 市政広報の活用による「こころの鈴」の持続的広報 ・ 「こころの鈴相談室カード」をランドセルや生徒手帳に入れる。	・ 相談によってはどこでこころの鈴を知ったかを聴取して相談記録に記載。 ・ 広報まつもとに継続して隔月掲載している。 ・ 平成30年度は一部の中学生の生徒手帳への記載あり。
	乳幼児	・ 子どもの権利紙芝居	こども育成課	・ 子どもの権利紙芝居の周知と有効活用 ・ 内容から、活用対象年齢が幼児～低学年に限られる。	・ 紙芝居の計画的な活用のしくみと、紙芝居上演に合わせて配布する広報物の作成 ・ 紙芝居上演を動画で市ホームページやはぐまつサイトにアップする。 ・ 子どもの権利絵本を速やかに作成する。	・ 平成29年度の児児童センター3館への広報活動では、紙芝居を活用しました。 ・ 紙芝居上演の動画、子どもの権利絵本の作成については早期作成に向けて検討したい。
子ども	乳幼児～小学生	・ おはなし会	中央図書館	・ 推進施策1-4 行動計画【214】 「図書館で子どものいのちや子どもの権利に関する資料を収集し、活用する」を ふまえ、子どものいのちや権利に関する資料の収集と活用の具体的方策が必要	・ いのちや権利に関連したおはなし会(例:テーマ「なかよし、ともだち、だいすき」等)の開催 ・ 関連団体と連携して、子どもの権利やいのちに関する本のロビー展示 ・ ブックスタートの絵本選定基準に「子どものいのちや権利」の視点を加える。 ・ 子どものいのちや権利の普及のために、セカンドブックが新設される際は連携を検討する。	・ 平成29年4月の図書館全体会議で推進施策を全職員に周知して各種事業に取組んだ。 ・ 中央図書館の毎週水曜日に開催している定例おはなし会では、8～9演目中「なかよし、ともだち、だいすき」に関する絵本等を必ず1～2演目行った。また、分館でも同様の取組みを実施。 ・ 児童室のテーマブックでは、家族の大切さを視点に加えるとともに、9月25日の平和都市宣言日に合わせて全ての市立小中学校及び図書館全館が連携してテーマブック「平和資料」を設置した。 ・ ブックスタート事業では、現在配布用に選定している5冊のうちの2冊は、ともだちへの思いやり及び母親との絆に関する絵本としている。次回の配布絵本の選定は平成31年度ですが、「子どものいのちや権利」の視点を加えて選定する。 ・ セカンドブックについては、実施に向けて検討を進めている。
		・ 子どもの権利絵本の作成 ※ こども部職員プロジェクトチームで作成を 検討	こども育成課	・ 絵本作成については、内容はもちろん、対象年齢、字数等、検討課題が多い。	・ 対象年齢、活用の具体策を明確にした上で作成する(セカンドブック事業の新設の際の連携を検討し、作成した子どもの権利絵本を、全小学1年生に配布する)。 ・ 作成にあたっては、子どもの権利、絵本に関する専門家の監修が必須。また、作成過程で子どもたちに実際に読み聞かせて修正しながら作成する。	・ セカンドブックについては中央図書館と情報交換しながら連携方法を考えたい。 ・ 子どもの権利絵本作成については作成主体をどこで行うかも含めて今後の検討課題。
	小・中学生(学校)	・ 人権啓発ポスター展の開催	人権・男女共生課		・ 人権啓発ポスター展の募集広報の際に、子どもの権利の普及、啓発の視点を加える。	・ 平成29年度募集は5月に実施済みであり、提言対応ができなかったため、表彰式を行った「人権を考える市民のつどい」会場で子どもの人権関連のパネル展示を実施。 ・ 平成30年の募集時に実施予定。
	小・中学生(学校)	・ 子どもの権利学習パンフレットの作成 ・ 子どもの権利に関する教材の作成	こども育成課 学校指導課	・ パンフレットの活用率だけでなく、活用実態の把握 ・ 継続活用しやすいパンフレット作り	・ こども育成課、学校指導課の連携による学習パンフレットの作成と活用 ・ 段階的な(学年別)学習教材の開発 ・ パンフレット活用事例、学習事例把握、事例一覧の作成と学校への提供	【こども育成課】 ・ 学校指導課との連携による学習パンフレットの作成は継続して行っている。 ・ パンフレットを小学校低学年向け、高学年向け、中学生向けに作成している。教員向けの資料については、内容に応じて条例の条文を記

ア 子どもの権利の普及と学習への支援

					<ul style="list-style-type: none"> 学校が人権教育等の次年度の学習計画を立てる年度末1～2月に、各校に、新年度のパンフレットや教材の配布時期を周知し、新年度の指導計画に位置付けてもらう。合わせて、子どもの権利の学習アンケートを実施し、その年の学習事例を収集する。 	<p>載する等、28年度に作成したものよりも更に条例の内容に触れられるよう、資料の作成を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットを1年間通して活用できるよう、30年度の4月に配布を行うほか、1年間を通した子どもの目標（私の子どもの権利宣言）の欄を設けている。 <p>【学校指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> こども育成課と共に作成した30年度版パンフレットについて学校に周知した。 30年度は子どもの権利の学習アンケートを作成し、学習事例を収集する予定としている。 パンフレットの活用方法（指導例等）については30年度に検討するもの。 こどもたちの発達段階にあった学習パンフレットが活用できるよう、低学年、中学年、高学年別のパンフレットの作成にあたり、内容について検討し、提案を行った。
		<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の充実 学校人権教育推進 児童生徒の人権教室 子どもの権利の授業 	学校指導課	<ul style="list-style-type: none"> 松本の人権教育における子どもの権利に関する学習の位置付け（子どもの権利条例のあるまち、子どもにやさしいまち「松本」として、松本らしい人権教育像が必要。松本の人権教育のグランドデザインに「子どもの権利条例」を位置付ける。） 	<ul style="list-style-type: none"> 学習パンフレットの学校における活用 授業以外の活用例の研究と周知（全校放送、全校集会など） 活用事例の共有のしくみづくり 子どもの権利学習の学年別指導案を早急に作成し、松本の人権教育の指導計画に子どもの権利の推進と学習を位置付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業以外の活用として全校放送での周知を各校で実施した。 人権教育におけるパンフレットの活用方法（指導例等）については30年度に検討するもの。30年度に子どもの権利の学習アンケートを作成し、学習事例を収集する予定としている。
		子どもの権利の学習支援	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 民間との連携、民間の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 学校指導課と連携し、学校などで人権やいのちの学習支援の実績のある団体を一覧にし、学校や児童センターに提供する。 子どもの権利 市民サポーターの育成と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり課の事業でも学習支援の団体等の一覧の必要性が指摘されており、活用ができないか検討したい。 子ども未来委員会のファシリテーター役として大学生などの協力が得られないか学校へ依頼するなどの方法を検討したい。
	高校生	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利アンケート実施 ※ 高等学校13校1～2学年のそれぞれ1クラス 	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 広報物の配布のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来委員会以外に、高校生が主体となって学習に取り組めるような新規事業の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の子ども会・ジュニアリーダー会が高校生主体の事業としてあり、当面は子ども未来委員会、ジュニアリーダー会の活動を支援していきたい。
※	子ども保護者	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護委員による講演会 	こども育成課			<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラムにて講演（参加者200名）
大人	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 未就園児の保護者に対する広報 	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 子育てガイドブックは、よりわかりやすく、目につきやすく、読みやすい内容で！2015版は表紙裏掲載だったものが、2016版では内容は詳しくなっているが最終ページ掲載となっており、目につきにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てガイドブックへの掲載は表紙裏が望ましい。内容は、よりわかりやすく、こころの鈴についても掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 29年8月発行の最新版で、2頁目に「子どもの権利に関する条例」及び「こころの鈴」を掲載した。
	教職員・施設職員	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利学習会 子どもの権利に関する講座 	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、教職員、施設職員ほか、町会など、学習を必要とする場所での計画的な学習会や研修会、講座の開催が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 特に、乳幼児の保護者の学習支援のための具体策が必要。そのためには、保育課、健康づくり課ほか関係先との連携が必須。（ママとパパの教室、こんにちは赤ちゃん事業、こどもプラザ、児童センターつどいの広場等での計画的な学習の機会の提供 松本市学校教職員研修に「子どもの権利」の研修を位置付ける。 民間団体との活用を一層促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館研究集会事前学習会への出前講座（子どもの権利、こころの鈴各1回）、公民館研究集会分科会への参加、児童館・児童センター3館に（各2回）出前学習を実施した。 民間団体の活用については健康づくり課がモデル実施を予定しており、

イ 子どもの相談・救済の充実

	関連事業	担当課	課題	提言 (新たな事業の必要含む)	課題・提言に対する対応状況
<p>条例施行後の機関</p>	<p>こころの鈴</p>	<p>こども育成課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが自ら相談しやすい環境 ・ 子どもの権利侵害が疑われる相談に対する調整方法 ・ 関係機関とさらなる連携の方法 (あるぷキッズのような専門家の連携による支援体制の構築) ・ 相談室に窓がなく閉鎖的で、子どもの相談場所として不適切 ・ 外部相談室を利用すると時間の制約がある ・ 家庭の協力が得られないと対応が困難なケース ・ 相談の背景にある事実について、勧告や意見表明等の検討 ・ 認知度は 15.7% (平成 27 年度アンケート) と低調、数値目標 80% を目指したい。 ・ 認知度にとどまらず、利用率の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制強化。子どもの年齢に近い相談員の確保。 ・ 全国自治体シンポジウム「子どもの相談・救済に関する関係者会議」(非公開) 出席による、先進市の取り組みへの研修 ・ 近隣他市(豊田市、多治見市等)との意見交換 ○ 連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との担当者会議の実施 ・ 児童センター職員等、子どもの居場所に関連する各スタッフとの連携 ○ 環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用相談室の増設、改修(相談しやすい環境のため窓付きの部屋、親子での相談を考えれば2部屋必要) ・ 相談者に配慮した設備(車等)の充実 ※ 場所の例として、現在市民活動サポートセンターがある大手事務所2階全体(現在の一角ではなく)等の意見が挙がった。 ○ 周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業への取り込みや講演会などの実施 ・ 相談者から、どこでこころの鈴を知ったか聴取 ・ 児童館、児童センターの訪問(連携の方法を探る。) ・ 教員にとっても有効であることを教員に周知 ・ ポスター等で利用した子どもの声を紹介 	<ol style="list-style-type: none"> 1 質向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談体制強化 (2) 全国自治体シンポジウム 平成 29 年度は擁護委員、相談員各 1 名の出席。来年度も継続予定(30 年度は当初予算に計上)。 (3) 近隣他市との意見交換 (4) その他 質向上のため事例検討(擁護委員 21 回、相談員 24 回)を重ね相談対応。 2 連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 担当者会議 平成 29 年度はこども福祉課と会議を開催し、連携方法について確認し連絡シートの作成を行った。また、他課主催の相談窓口担当者が集まる会議において意見交換等を実施している。 (2) スタッフとの連携 平成 29 年度は児童センター3 館を訪問し、その内 1 館の職員と意見交換。 3 環境整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談室 大手事務所 3 階に相談室を確保。但し他課と共有。 (2) 相談者に配慮した設備 家庭訪問には相談者に配慮した車両等の使用を徹底。 4 周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講演 平成 29 年度は 5 回出席し、こころの鈴の取組みを周知。 主任児童員、学校医と学校関係者、青少年健全育成市民大会、公民館研究集会、 子どもの権利ファシリテータ養成講座 (2) どこで知ったか聴取 相談者に聞けるときはどこで知ったかを聞く。相談記録に記載。 (3) 児童館・児童センター訪問 平成 29 年度は 3 館訪問。1 館 2 回訪問し、職員と子どもへの紙芝居や寸劇をし、子どもの権利とこころの鈴を周知。来年度は方法等を検討し、順次訪問予定。 (4) 教員への周知

イ 子どもの相談・救済の充実

						<p>平成 29 年度当初のカード配布時に、担任宛に擁護委員のメッセージを配布。</p> <p>(5)子どもの声</p> <p>平成 29 年度報告書には、こころの鈴を利用している子どもの声を掲載予定。</p>
	心身相談 青少年相談	<p>(1) まちかど保健室</p> <p>(2) 青少年相談</p> <p>(3) 各学校</p>	<p>こども育成課</p> <p>学校指導課</p>	<p>(1) こころの鈴との連携</p> <p>(2) こころの鈴との住み分け（相談窓口は多くてもよい）</p>	・相談機関の情報交換・意見交換	<p>【こども育成課】</p> <p>・随時、情報交換・意見交換を実施。</p> <p>(1) 相談内容に応じて今後の対応など情報交換。</p> <p>(2) 相談内容に応じてまちかど保健室、こころの鈴への取次ぎをしている。</p> <p>【学校指導課】</p> <p>・相談内容に応じてこころの鈴と情報共有を行い、意見交換を行ってきた。また、いじめ対策調査委員会には、こころの鈴から3名の委員（子どもの権利擁護委員）が委嘱され、いじめ等の悩みや相談に係る情報を共有している。</p>
その他 従来からの 機関	子育て相談	<p>(1) 家庭児童相談事業</p> <p>(2) 保育園相談</p>	<p>こども福祉課</p> <p>保育課</p>	<p>(1) 相談内容の複雑化</p>	(1) 相談員のスキル向上及び関係機関との連携	<p>【こども福祉課】</p> <p>(1) 研修会に参加して、スキル向上に努めた 子ども相談窓口の相談員研修、地域精神保健福祉研修</p> <p>(2) 連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの鈴と連絡会を実施し、連携強化を図った ・子ども子育て安心ルーム、あるぷキッズ、保健センター、保育園、学校指導課、小中学校、ファミリー・ポート・センターなどの関係機関と随時連携 <p>【保育課】</p> <p>(1) 保育園園長研修会の実施（困難案件の情報共有やスキル向上など、月1回実施）</p>
	虐待相談	<p>(1) 児童虐待相談事業</p> <p>(2) 児童虐待防止連絡事業</p>	こども福祉課	<p>(1) 虐待内容の複雑化、対応の長期化</p> <p>(2) 虐待状態の解消に向けた迅速な連携体制構築</p>	<p>(1) ケースワーカーのスキル向上及び関係機関との連携</p> <p>(2) 要保護児童家庭単位での情報共有推進</p>	<p>(1) 研修会に参加することで、スキル向上に努めた 子育てトレーナー養成講座、J I AM児童虐待の対応研修、要対協調整担当者研修会</p> <p>(2) 連携と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処遇検討会議（毎週火曜日開催） ・児童相談所との連携（随時） ・保健センター、保育園、学校指導課、小中学校、児童センター、病院などの関係機関と随時連携 ・要保護児童対策実務者会議の実施（要保護児童4回、特定妊婦4回）

ウ 子どもの意見表明・参加の促進

	関連事業	担当課	課題	提言 (新たな事業の必要含む)	課題・提言に対する対応状況
学校	・ 意見表明しやすい環境をつくるための取組み	学校指導課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利条例を踏まえ、従来の取組みがどのように進展しているのかを把握する手だてをとりたい。 学校指導課を通して、各校にアンケートを実施し、新しい試みや工夫を把握する。 → 条例後に新たな取組みを実施した小学校 50%、中学校 40% (H29.4.28 現在) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校指導課と校長会が連携し、子どもの意見表明・参加の促進のためのプロジェクトチームをつくり、意見表明しやすい環境を積極的につくる。 各校に意見表明の実践事例の提出を求め、事例集をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長会の担当の先生を通して、子どもの意見を表明しやすい環境づくりについて各校で取り組んでいただくように周知した。実践事例については平成30年度中に実践事例を集め、事例集の作成を行っていく。
	・ 子どもの意見が反映されやすいしくみづくりへの取組み	学校指導課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見が反映されやすい仕組みや、現状を把握する手だてをとりたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校指導課を通して、各校に調査し、子どもの意見が反映されやすい仕組みを収集し、よいものを広める。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に各校に調査を行い、先進的仕組みの収集を行い、指導課だより等で各学校に周知していく。
施設	・ 子ども運営委員会(児童館・児童センター及び放課後児童健全育成事業)	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども企画事業」や「子ども運営委員会」の現状を把握する手だてをとりたい。 あがた児童センターの「中高校生の居場所」の生徒主体の運営委員会の現状を把握する手だてをとりたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状把握した結果とともに、奨励すべき点・改善すべき点を紹介する。 子どもたちが館運営に関われる場を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館・児童センターの指定管理者及び受託者により、子どもの権利に関する条例を斟酌して、子どもの主体性を尊重した事業を実施している。(詳細は別添のとおり) 各館等において、子ども達の発案によるスポーツ・ゲーム等の大会や、夏祭り・お楽しみ会の企画運営が実施されている。 あがた児童センターでは、8校の中学生・14校の高校生、延2,500人が中高生の居場所を活用している。特に近隣の清水中、県ヶ丘高、松商学園の利用が多い。 ※公民館長から「中高生との交流を通じて、小学生が自分の意見をしっかりと伝えるなどの良い影響を受けており、自分の近い将来を見ることができ、とても良い。」との意見があった。
社会的な活動の場	・ まつもと子ども未来委員会		<ul style="list-style-type: none"> まつもと子ども未来委員会の活動を広く市民に知らせ、市民から認められ活動を支援する輪を広げたい(平成29年度委員は37名)。 	<ul style="list-style-type: none"> より力が発揮できるように委員会の条件整備を行う。 遠隔地の子どもが参加できるための工夫、学校推薦制度の導入検討、高校生の参加促進等、委員の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利条約フォーラム in 信州実行委員会や豊田市子ども会議との交流を通し、子どもの参加に関わる先進都市の活動を視察し、委員会の活動やこども参加に対する意識向上を図った。委員からは、「委員同士だけでなく大人との意見交換がしたい」「委員会の知名度をもっと上げてメンバーや活動を充実させたい」といった意見が寄せられ、意識の変化が見られた。 子どもの権利条約フォーラム in 信州の分科会で、未来委員会のあり方をテーマに議論した際、学校推薦制度について意見が出たが、委員からは難色を示す様子が見られた。引き続き、子どもの意見を聞きながら、検討したい。 遠隔地の子どもが参加できるための工夫として、中心市街地のみならず市内の様々な会場での活動を検討しているが、送迎する保護者からは「現状のまま(中心市街地)で良い」との意見が寄せられている。また、送迎に頼らず、自ら会場まで通っている高校生から

ウ 子どもの意見表明・参加の促進

					は、中心市街地から離れ、周囲に駅やバス停がない会場を設定すると参加できない様子が見られる。
	・ 子どもの権利フォーラム	こども育成課	・ まつもと子ども未来委員会やジュニアリーダー会の活動報告の場として位置づけていきたい。		・ 平成 26 年度から交流事業参加者や子ども未来委員会の報告を実施し、28 年度からの松本市青少年健全育成市民大会と合同開催後はジュニアリーダー会、子ども未来委員会の活動報告を行っている。今後も継続実施し、意見表明の場として位置づけていきたい。
	・ 子ども交流事業	こども育成課	・ 子どもの権利条例のあるまちとの更なる子どもの交流事業推進を図りたい。		・ 今年度は、継続して実施・参加している、宗像市・福津市との交流事業、全国自治体シンポジウムのほか、子どもの権利条約フォーラム in 信州実行委員である茅野市の高校生、委員相互で交流のある豊田市子ども会議との交流を行った。特に、茅野市の交流後の委員の声や自治体シンポジウムへ参加したことで委員自らが豊田市との交流を希望したことなど、一定の成果がみられた。
	・ あがたの森未来サミット	生涯学習課	・ 子どもがどのように続けたいという主体的な意思をもって行動しているのか、現状を把握する手だてをとりたい。		・ サミットの会議の際に、サミットでやりたいことや活動に対しての意見等を子どもから積極的に出してもらい、取りまとめとコーディネート役を公民館が担っている。 ・ 出された要望、意見に対して大人はなるべく口出しせずに、子どもの主体性を尊重している。
地 域	・ 学校サポート（学校応援団）事業	生涯学習課	・ 松本市内全 35 地区で実施しているが、地区により温度差を感じるので、現状を把握する手だてをとりたい。	・ 具体的な実践事例を収集し、紹介に努める。 ・ 松本版・信州型コミュニティスクールにおいて、子どもたちが意見表明できる場を積極的につくる。	・ 寿地区などの実践事例について公民館主事研修会などで発表し各地区公民館で成果の共有を図った。 ・ 学校サポート事業では、例えば入山辺地区の「中学生と語る会」では、中学校を卒業する生徒と地域の大人が意見交換し、地域の魅力や課題について考える場とするなど、地域に子どもの活躍する場の創出が行なわれている。
情報提供	・ 子どもへの情報提供マニュアル	こども育成課	・ 今までは大人にとって都合のいい情報のみが流布していたが、子どもたちにとって都合のよい情報をどう守っていけるか対策を講じたい。	・ 子どもたちから意見を募り、実効性のある情報提供マニュアルを作成する。 ・ 子どもたちの声を取り入れながら早急につくる。	・ まずは子ども達の意見を聞くところから進めていきたい。

エ 子どもの居場所づくりの促進

	関連事業	担当課	課題	提言 (新たな事業の必要含む)	課題・提言に対する対応状況
居場所管理全体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童遊園整備 (2) 公園整備事業 (3) 運動施設整備事業 (4) 中・高校生の専用の居場所の整備 (5) 地区福祉ひろば子育て支援事業 (6) つどいの広場 (7) 青少年の居場所 (8) 児童館等整備事業 (9) 放課後児童クラブ施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> こども育成課 公園緑地課 スポーツ推進課 こども育成課 福祉計画課 こども育成課 	<ul style="list-style-type: none"> (2) アンケートに即した工事实施 (4) 利用者の自主的な活動の内容はどうなっているか。他の場所でも同様の居場所づくりを実施できるかどうか。 (7) 青少年の居場所の周知 ・ 利用したくなるような環境整備を進めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園、公園の企画や整備の計画段階から、子どもたちが意見表明でき、子どもの視点を組み込んでいけるような仕組みを考える。 (4) 中高校生のニーズに応じた居場所を増やしていく。 	<p>【こども育成課】</p> <p>(1) 児童遊園 38 園について増設の予定はないが、今後機会があれば計画段階から子どもの意見を聴取するなど、子どもの視点を組み込むことを検討したい。</p> <p>【公園緑地課】</p> <p>(2) アンケートを反映した工事費について、平成30年度の当初予算に計上した。</p> <p>区画整理事業では、先に公園整備を実施し、その後、住宅が建築されるため、実際の公園利用者となる子ども達の意見聴取やアンケートができないことが課題である。</p> <p>開発行為緑地整備では、入居後、住民からの要望を受け、公園整備を行うため、要望の段階で、子ども達の意見も取り入れることを地元へ促すこととする。</p> <p>【福祉計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区福祉ひろば子育て支援事業はソフト事業のため削除してください。
個別居場所事業	不登校の子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> こども育成課 学校指導課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設拡充・スタッフ確保 ・ ひきこもっている子どもたちの把握と出てこられるようになるためにどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「はぐルッポ」の施設拡充とスタッフ確保で「はぐルッポ」の開設日、時間を増やす。「はぐルッポ」をモデルケースに居場所の数を増やす。 ・ ひきこもりの子ども若者を把握する。 ・ 18歳～34歳のひきこもり等のいられる場所をつくる。 	<p>【こども育成課】</p> <p>(1) はぐルッポは設置から5年が経過し、利用者の増加(初年度の3倍)や親子の声から一定の成果を上げている。</p> <p>今年度は、今後の事業及び施設のあり方に関する検討を開始している。</p> <p>今後、教育委員会等と庁内検討を行い、数年かけて目指す方向性を示す予定。</p> <p>【学校指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校支援アドバイザーや指導主事による学校訪問及び毎月提出される「不登校未然予防シート」の情報から家居の生徒を把握し、現在の状況について学校に確認する機会を設けている。
	外国籍の子どもの居場所づくり	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館の日本語教室等の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語ボランティアきっかけ講座を開催し、ボランティアの充実を図った。 ・ スタッフ増員に向けて、活動の周知を図り、子どもたちに対し更なる手厚い対応を目指した。
	障がいのある子どもの居場所づくり	こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障害児の受け入れ ・ 発達障がいへの理解 ・ 学校との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい児童・生徒への環境整備(新たな事業所の開設) ・ 障がいがある高校生以上の子どもの放課後の居場所をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 放課後等デイサービス事業の事業所数等 9カ所、定員合計95名→11カ所、定員合計115名に拡大 養護学校の高等部所属の子どもは、放課後等デイサービスを引き続き利用 (2) 中学校・高等学校へ進学後の部活動が、放課後や週末の居場所

エ 子どもの居場所づくりの促進

						<p>となっている子どももいる。</p> <p>(3) 重度心身障がい児が利用できる施設の不足については、大きな課題と捉えている。引き続き、障がい者事業所に受け入れについて働きかけるとともに、介護保険事業所が、日中一時支援事業を導入し、障がい児の受け入れが始まった事業所もあることから、広く介護保険事業所にも働きかけていく。</p>
	子どもや親の居場所づくり	<p>(1) 放課後子ども教室推進事業</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業</p> <p>(3) 児童館等運営事業</p> <p>(4) 地区福祉ひろば子育て支援事業</p> <p>地区福祉ひろば世代間交流</p> <p>(5) つどいの広場</p> <p>(6) 青少年の居場所</p>	<p>こども育成課</p> <p>こども育成課</p> <p>こども育成課</p> <p>福祉計画課</p> <p>福祉計画課</p> <p>こども育成課</p> <p>こども育成課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録者の増加（特に長期休み中の利用者の増加） 児童館、児童センターでの支援員の不足 地域や学校、関係機関等との連携 放課後留守家庭以外の子どもたちに対する配慮はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加による支援員の不足解消 青少年の居場所の利用と不登校の子どもたちの利用 	<p>【こども育成課】</p> <p>(1)(2)(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード面：梓川児童センターは、30年度に放課後クラブ室を1棟増築する。 ソフト面：29年度9月補正予算で、放課後児童健全育成事業の支援員への処遇改善を行った。95人を対象に、月額1〜3万円を上乗せ支給。計20,100千円。30年度当初予算でも継続。 一部の児童館・児童センターでは、不登校の子どもが立ち寄りといった報告を受けている。子どもの様子に充分留意し、温かな対応を行っている。 <p>【福祉計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区福祉ひろば子育て支援事業、地区福祉ひろば世代間交流事業を各地区で開催する際には、地区公民館、小学校、児童館・児童センターなどと共催するなどの連携をしている。
支援者への支援	支援者への支援	<p>(1) 保護者や教職員を対象とした子どもの権利学習支援</p> <p>(2) 施設の職員向けの子どもの接し方等のスキルアップ向上</p> <p>(3) 放課後子どもプラン運営委員会</p> <p>(4) 子どもの権利事業サポーター養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援者（保護者、教職員、施設職員等）の相談場所 	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員のスキルアップ 支援者の相談場所の周知 こころの鈴、はぐルッポの周知 	<ul style="list-style-type: none"> 困っている保護者、学校、施設職員が安心して相談ができ、問題を個人ではなく社会的なものにとらえアドバイスしてもらえ、サポートしてもらえる場所が必要 保護者だけでなく、教職員や施設職員等も相談できることを周知 	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 29年度は相談室のカード配布時に教職員向けに擁護委員のメッセージを配布、児童館・児童センター3館で出前学習会を実施し、そのうち1館は施設職員との意見交換も行った。引き続き来年度も実施を検討しており、こうした活動を通して支援を行ってきたい。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て安心ルームの設置及び子育てコンシェルジュの配置を進めている。 28年10月 こどもプラザ（筑摩）に子育てコンシェルジュ、健康づくり課に母子保健コーディネーターを配置 29年4月 小宮こどもプラザ 30年4月 南郷こどもプラザに子育てコンシェルジュ、保育課に保育コンシェルジュを配置 母子手帳交付時に状況を把握、必要に応じて関係部署・機関と連携を図っている。 こどもプラザを利用する未就園児の保護者だけでなく、小学生や発達障害児の保護者など苦しい保護者からの相談も寄せられている。

エ 子どもの居場所づくりの促進

						・保健センターなどと連携し、地域での認知度向上策を行っているが、今後は小中学校や他施設など、さらなる周知策を検討する。
地 域	地域における 子ども支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区福祉ひろば世代間交流 ・ 公民館での学習支援・日本語教室 ・ 子どもの居場所づくり事業 ・ 町会公民館の活動 	福祉計画課 人権・男女共生課 こども福祉課 地域づくり課 地域づくりセンター 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者の確保 ・ 支援を必要とする子どもたちの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりにおける居場所づくりの推進と支援 ・ 子どもの居場所になるような、子ども食堂の開設・運営 	<p>【福祉計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区福祉ひろば子育て支援事業、地区福祉ひろば世代間交流事業を各地区で開催する際には、地区公民館、小学校、児童館・児童センターなどと共催するなどの連携をしている。 <p>【こども育成課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童館・児童センターでは、公民館、福祉ひろば等との連携事業に取り組み、地域の人的資源による子どもへの関わりを推奨している。 <p>【こども福祉課】</p> <p>子どもの居場所づくり事業</p> <p>(1) 子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い地域の中に検討と安全を守るための居場所づくりを進めるもの。4団体5会場に交付金交付決定。うち、1団体1事業所が11月で終了。</p> <p>(2) 30年度、「子どもの未来応援事業」の要件緩和を行い取り組みやすい交付金として、事業交付団体の募集説明会の実施。</p> <p>【地域づくり課・地域づくりセンター】</p> <p>(1) 地区支援団体等と地区町会連合会の連携に伴う協力・支援</p> <p>(2) 平成29年度に島内地区、中山地区、寿台地区で子ども食堂の開設等が実施された。</p> <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新村公民館では、松本大学の学生と共同で、夏休み期間に、公民館で、小学生の学習支援を行なう事業を実施するなど、身近な地域の公民館に居場所をつくることで、よりきめ細やかに子どもたちに寄り添う場とした。